

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

第30回会合議事録

日 時： 平成28年3月1日（水）14：30～16：30

場 所： 内閣府（4号館）共用第4特別会議室

出席委員： 藤原座長、藤川座長代理、有木委員、五十嵐委員、上沼委員、尾上委員、尾花委員、金井委員、清原委員、国分委員、小城委員、高橋委員、吉田委員、伊藤委員代理
（内閣府）安田審議官、村田参事官

（オブザーバー）：

内閣官房内閣参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局少年課少年課長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室政策評価係員、文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

1．開会

2．議題

（1）報告案件

ア 平成28年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について

イ「平成27年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）」について

（2）委員発表等

（3）意見交換

（4）その他

3．閉会

藤原座長 本日は、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

まず、委員の出欠状況等について、事務局から報告をお願いいたします。

村田参事官 それでは、御報告いたします。

本日は、五十嵐委員が御欠席されまして、長尾委員の代理で伊藤様に御出席をいただいております。

以上でございます。

藤原座長 それでは、初めに事務局から、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

村田参事官 初めに事務局から、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

配付資料でございますが、まず、議事次第でございます。

2枚目に資料一覧がございます。

資料は資料1から資料9でございます。

なお、机上配付資料といたしまして、委員の方々には第3次基本計画、昨年(平成27年)5月の当検討会の報告書を置かせていただいております。テーブル席の方々のみでございます。

以上、不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。特によろしいでしょうか。

本日の会議の議事録につきましては、別途、各委員の皆様方の御確認をいただいて座長に諮った後、公開させていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

藤原座長 どうもありがとうございました。

では、議事に入らせていただきます。

まず、議事の「(1)報告案件」でございます。

報告案件については2件ございます。まず「平成28年『春のあんしんネット・新学期一斉行動』について」を、内閣府から順次説明をお願いいたします。

できれば質問等は、最後にまとめて伺いたいと思います。

まず、内閣府から、お願いいたします。

村田参事官 内閣府から資料1に基づきまして、平成28年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の概要と、続いて内閣府の取組について御説明いたします。

まず、資料の1ページ目の「1 趣旨・目的」でございますけれども、近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNSやオンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用するようになっております。

その一方、こうした機器の長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用により、青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、いじめやプライバシー上の問題などもあるトラブルに陥るなど、深刻な問題も発生しております。

このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっております。

このような認識の下、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者とこれを利用する青少年及び保護者、学校等の関係者が連携、協力し、フィルタリングの推進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いたスマートフォンやソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開することで

ございます。

「2 実施期間」でございますけれども、平成28年2月から5月まででございます。

「3 参加府省庁」は、内閣府・総務省・経産省・内閣官房IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省となっております。

続きまして、各府省の取組につきましてでございます。後ほど関係省庁から補足説明があると思いますが、概要を御説明いたします。

資料1の1ページの右側に、まず、関係省庁連携の取組といたしまして、本年1月7日に公益社団法人日本PTA全国協議会及び一般社団法人全国高等学校PTA連合会宛てに協力依頼をしております。

内閣府の取組については、後ほど御説明いたしますので飛ばしまして、資料とは順番が前後し、後の御説明の順番になりますけれども、まず、総務省でございます。総務省におきましては「e-ネットキャラバン」を中心とした普及啓発活動の展開、総合通信局等による地域における連携体制を通じた普及啓発活動の展開、総務省による地域における先進的な取組事例やインターネットの利用に伴う代表的なトラブル事例・対処法・予防後の周知、携帯電話事業者による地域における普及啓発活動の展開の支援、関係事業者団体による地域におけるリテラシー向上の取組の推進の支援、安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構等による、地域で普及啓発活動を行う団体や講師に対するICTを活用した啓発状況の影響の支援などを行っております。

経済産業省では、経済産業省ウェブサイト上の発達段階別啓発リーフレットの公表、大手家電流通協会傘下の家電量販店、店頭における提出ポスターの提出の支援などを行っております。

警察庁では、都道府県警察への通知のほか、リーフレット「STOP！ネット犯罪」及びDVDを活用した啓発活動を推進しております。

法務省では、啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネット人権」を活用した人権啓発活動の推進などを行っております。

文部科学省では、各都道府県指定都市の教育委員会等に協力依頼をしたほか、全国の小中高等学校等に普及啓発資料のリーフレットを配付し、この資料については、文部科学省のホームページからダウンロードしたり、携帯電話、スマートフォンでも閲覧できるようになっているというところでございます。

続きまして、内閣府の取組について、御説明いたします。1枚おめくりいただきまして2ページから、内閣府では、本年の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」への協力依頼といたしまして、取組の開始に先立つ1月12日に都道府県・指定都市の青少年行政主管部局に対しまして協力依頼をいたしましたほか、青少年関係団体に対しまして、随時協力依頼をいたしました。

続きまして、1月28日に総務省及び文部科学省と同時に、本取組について記者公表をすると同時に、内閣府のホームページに専用のページを開設いたしました。これにつきまして

ては、資料の４ページ目以降に参考でつけてございますけれども、この期間中御利用していただくのに役に立つ、普及啓発コンテンツのリンク集を設けたほか、電気通信事業者協会の御了解を得て、各携帯電話会社のフィルタリングの設定方法をリンクにより御案内するようにいたしました。

もう一枚めくっていただいたところに、都道府県・指定都市の取組状況を集約いたしまして、世の中一般への情報提供のほか、自治体間の情報共有にも資するようにいたしたところでございます。

２枚目に戻りまして、さらに、普及啓発としての政府広報でございますが、これにつきましては資料にございますとおり、ラジオ、インターネット、新聞突き出し広告などによる政府広報を順次実施しているところでございます。

内閣府からの報告は以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、補足も兼ねまして次に、各省庁から順次、総務省から経済産業省、警察庁、文部科学省の順で簡単に御説明をお願いいたします。

湯本消費者行政課長 総務省でございます。

お手元の資料２で「春のあんしんネット・新学期一斉行動」につきまして、総務省の取組につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

こちらが総務省の主な事業でございます。先ほど内閣府様からも御説明がございましたが、私どもとしましても、この時期に関係省庁、関係機関等と連携しながら、具体的な取組を実施しております。

「１．学校や地域・事業者等と連携した普及啓発活動の展開」で、先ほども御紹介がございましたが、総合通信局等も活用しながら、学校、PTAと連携した具体的な活動を集中的にこの時期に展開しております。

具体例としまして（１）から（４）まで書かせていただきましたが、例えば地元の放送局、CATV、コミュニティーFM等々を活用した啓発活動であるとか、商業施設、駅等の保護者、青少年が多く集まる機会を活用したイベント。入学式、入学説明会を利用した啓発活動、自治体、警察等と連携したシンポジウムの開催、大学の教育学部の学生等を対象とした情報教育モラルプログラム等を実施しております。

具体例につきましては、別添１に書いてあるとおりでございます。こちらはあくまでも一例でございますので、その他さまざまな取組を行っているところでございます。

「２．フィルタリングに関する取組の推進」で、こちらの検討会におきましても、幾つか話題になりましたフィルタリングにつきまして、特に新学期が非常に重要であるという観点から、携帯事業者による店頭でのフィルタリングに関する説明の強化といったものにつきまして、改めて強く要請しているところでございます。先ほど御説明しました、さまざまな啓発活動の場におきましても、フィルタリングの推進を改めて強く打ち出しております。

「3. 家庭における話し合い・ルールづくりの推奨」ということで、まさに家庭における話し合いやルールづくりを促すための取組を関係団体、具体的には日本PTA全国協議会であるとか、全国高等学校PTA連合会等の諸団体におきまして、こういった話し合い・ルールづくりを円滑に進めるという観点から、電気通信事業者協会や全国携帯電話販売代理店協会等々と連携しながら、別添2につけさせていただきましてリーフレット等も活用して展開をしているところでございます。

このほか、さまざまな取組があるわけですが、先ほど内閣府さんからも御説明があったようなホームページにおいての御紹介をさせていただいているほか、私どもの取組について、具体的な内容は安心ネットづくり促進協議会のホームページであるとか、また、総務省の各総合通信局のホームページ等におきましても、順次掲載をして、周知、広報に努めているといった状況でございます。

総務省からは以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

次に、経済産業省、お願いいたします。

佐野情報経済課長 経済産業省でございます。

私どもは「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環としまして、2つの事業を行っております。1つが資料3-1で、先ほど少し紹介がございましたが、大手の家電量販店の店舗において、資料3-1にありますポスターを張り出しているという取組を応援させていただいております。

下に大手家電流通協会加盟の会社のロゴが書いてございますが、6社10ブランドということで、この自主的な取組に経産省として協力したということでございます。

昨年6月に政府で作成したリーフレットをベースといただきまして、こうしたポスターをつくっていただいているということでございます。

2月の下旬から5月にかけて、このポスターを家電量販店のゲーム機販売コーナーですとかタブレットの販売コーナーとか、インターネットの接続機器の販売コーナーに掲示させていただくということになってございます。

2点目でございますが、資料3-2はリーフレットでありますけれども、経済産業省で各地域におきまして、インターネット利用の指導者育成のためのセミナー事業を実施しております。その事業の一環として、指導者が保護者向けに利用するリーフレットを作成してございます。

これは発達段階別でつくってございまして、未就学児、小学生、中学生、高校生ということで、それぞれ分けておりますけれども、これを本日、3月1日から経産省のウェブサイト上で電子データとしても公表しておりますので、使用者の方がこれをダウンロードして、いつでも使っていただくようなことにしてございます。

以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、次に、警察庁からお願いいたします。

小西少年課長 警察庁の少年課でございます。

私どもにつきましては、大きく2点御報告申し上げます。

まず、定型的なものでございますけれども、各都道府県警察に対しまして、今回の一斉行動に積極的に協力するように1月段階で指示を申し上げておりました、既に各都道府県警察におきまして、保護者の方への説明会あるいは児童に対する情報モラル教育、携帯電話の販売店さんに対するフィルタリングの普及啓発要請などを順次行っているところでございます。

2点目は警察庁としての取組でございますが、本日お配りした資料4「STOP! ネット犯罪」でございますけれども、これについては、実はそこに書いてございますが、平成25年の作成でございます、現在、年度末に向けまして、最新の情勢を踏まえたものということで、リーフレットを作成中でございます。

また、啓発用のDVDを今、作成中でございます。これについては、インターネット利用に起因いたします被害事例、加害事例といったものを小中高校生さん向けに、それぞれ考えていただくような内容の短い啓発用のDVDを今、作成中ございまして、完成次第、各都道府県警察を通じまして、実際の学校の非行防止教室という形で、生徒さん、先生の方々にもごらんいただいて、活用していただこうと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、文部科学省から、お願いいたします。

泉青少年教育課長 文部科学省でございます。

資料5-1をごらんいただきたいと思います。文部科学省におきます「春のあんしんネット・新学期一斉行動」でございますが、この資料にございますように、1月28日付で全国の都道府県教育委員会等に対して、協力依頼の文書を発出いたしております。

カラー刷りのリーフレットを2つ用意させていただいておりますが「スマホ時代のキミたちへ～1日中、スマホやネットばかりになってない?」と題するリーフレットがございます。これを作成いたしまして、小中学生用を9万部、高校生用は135万部印刷をいたしまして、全国の小中高校に発送いたしました。

なお、このリーフレットの作成につきましては、尾花委員ほか有識者の皆様の御協力をいただいたことを付言させていただきます。

続きまして、その最後の資料5-3「ネット安全安心全国推進フォーラム」の御案内でございますが、来週、3月8日火曜日に文部科学省の講堂で、ネット安全安心に关します全国フォーラムを開催させていただきます。

どのようにこの問題について取り組んでいくか、パネルディスカッションあるいはトークセッションなどを実施することにしております。

本日、御出席の藤川委員、尾花委員には、このフォーラムのパネリストとしても御登壇

いただく予定になっております。

どうぞよろしく願いいたします。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの各府省庁の御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

それでは、清原委員、お願いいたします。

清原委員 各府省で熱心な取組を継続していただきまして、ありがとうございます。

数年前から「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を呼びかけていただいて、各自治体でも教育委員会を中心としつつ実施しており、三鷹市の場合は市長部局も連携をしながら進めているところです。

今年、この期間、新聞の全てを確認しているわけではないのですが、新聞1面の比較的目標立つところで、政府広報として「フィルタリングしていますか？」というものを掲載していただきました。

先ほどの資料1の2ページ目は拡大して紹介しているので、新聞突き出しはこんなに大きくなかったと思うのですが、しかしながら、政府がしっかりと「子供のためのスマホのフィルタリングの必要性」を問題提起されていることは、私の周辺では話題になっております。

本当に小さな新聞突き出しの広告ではあるのですが「政府広報 スマホ」で検索をすれば、先ほどのかなり詳しい情報にもアクセスされるというきっかけになっていると思います。新聞を出している期間、政府広報、スマホ情報へのアクセスがどのくらいあるのかは、調べられればお調べになるのもいいかと思えます。

いずれにしましても、新学期、小学生以上の子供の保護者の皆さんは、どのようにスマホあるいは携帯電話等々と子供たちとの適切な関係を一緒になってつくり上げていくかということで、悩んでいただければいいのですけれども、お悩みではない方にこのような一斉行動が少しでも訴求すればと思います。本当にまだ、始まったばかりで3月から5月ぐらいまでが中心だと思いますが、恐らく3月がかなり重要な啓発のタイミングの時期かと思えますので、ぜひ各府省の皆さんはこういうことをしているのだということをメディア等にも伝えていただいて、パブリシティということでも、この運動の広がりがあればありがたいと思います。

ありがとうございます。

藤原座長 ありがとうございます。

後者の各府省庁の方々にぜひ、周知をしていただきたいというのは、本当にお願いしたいと思います。

前半の部分の広報について、何か関連してデータの的なものがとれているか、あるいはとったかというのはいかがですか。

村田参事官 これはこれからの検証だと思います。

新聞突き出しの広告の「政府広報 スマホ」は内閣府の政府広報室につながることになっているのです。ヤフーの赤くなっているところは、内閣府の先ほどのホームページに案内をするようになっています。

内閣府の先ほどのページのアクセスについては、我々のほうでとれるのかなと思いますので、この期間が終わってどのぐらいのアクセスがあったのかについては、検証してみたいと思います。

ありがとうございました。

藤原座長 せっかくですから、ぜひカウントして見ていただければと思います。

清原委員、どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

尾上委員 公益社団法人日本PTA全国協議会の尾上と申します。

各府省庁の取組には大変感謝しております。

これをやり始めたときに、初めて国が発出したペーパーが我が家に届いたということで、そういったところでは、私たちもしっかりと伝えるという役割は果たしていけているかなと思うのですが、読み込むといえますか、理解する。そこから波及するものはどうなっているのかという確認はまだまだできていない状況であります。

届くことの大切さは当然ながら、クリアしていくことはしっかりやりたいと思うのですが、理解していただくということについては、まだまだ弱いところがありますので、組織を挙げてしっかり対応していきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

藤原座長 どうもありがとうございました。

よろしくお願ひいたします。

ほかには、よろしいでしょうか。

尾花委員、どうぞ。

尾花委員 ありがとうございます。

新学期一斉行動の内閣府さんの専用ホームページですけれども、専用ということは、期間が終わるとどうなるのでしょうか。それだけ知りたくて、というのは、フィルタリングの各社さんのアンドロイド、アイフォーン両方がきちんと載っていて、FAQまで載っている。これだけそろっているのも結構珍しいかなと思ったもので、こういう目立つところにせっかく置いたのに、この期間が終わった後に、これは期間が終わったからなくしてしまひますというのはちょっともったひない。

ここをもうちょっとうまく活用できるようなウェブページにしていけたらいいなと個人的には思ひましたので、お尋ねさせていただきました。

藤原座長 ありがとうございます。

応援のような、質問のようなお話ですけれども、いかがでしょうか。

村田参事官 非常に貴重な意見で、しかも応援的な意見で、非常にありがたいと思っています。正直なところ、終わった後はどうするかはまだ全く決めておりません。アクセスも検証したらどうかということもありましたので、その後、有効な情報については、より有効な形で情報を提供できるようにさせていただきたいと思っております。

藤原座長 ありがとうございます。

ほかになれば、次に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項の2つ目「平成27年度青少年インターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）」について、内閣府から説明をお願いいたします。

村田参事官 それでは、内閣府から、資料6-1、6-2、6-3に基づきまして、平成27年度青少年インターネット利用環境実態調査について、一部の調査結果を速報として御報告いたします。

調査結果は資料6-1でございまして、資料6-2、6-3は調査票となっておりますので、これは御参考としていただきたいと思います。

資料6-1の2ページで、今回の調査につきましては、昨年度に引き続き、満10歳から満17歳までの青少年5,000人、青少年の同居の保護者5,000人を対象として実施し、実施方法につきましては、青少年については原則として、調査員による個別面接聴取法、保護者については原則として、調査員による訪問配布訪問回収法で実施し、一部WEB調査法や郵送回収法を併用しております。

回収結果につきましては、青少年については3,442人で68.8%。保護者については、3,641人で、72.8%となっております。

続きまして、3ページ以下、各ポイントにつきまして、上部の赤枠で囲っているところを中心に御説明いたします。

「ポイント1 青少年インターネットの利用状況 - 1（インターネット利用率）」で、青少年の79.7%がいずれかの機器でインターネットを利用しており、インターネットを利用する機器はスマートフォン、携帯ゲーム機、ノートパソコン、タブレットが上位となっております。下のグラフのスマートフォンについては、さらに普及が進んでいる状況でございます。

4ページは「ポイント2 青少年インターネットの利用状況 - 2（利用内容）」でございます。高校生では、コミュニケーション、音楽視聴、動画視聴が上位。中学生では、ゲーム、動画視聴、コミュニケーションが上位。小学生ではゲーム、動画視聴が上位となっております。

5ページの「ポイント3 青少年インターネットの利用状況 - 3（利用時間）」でございますけれども、前年度と比べ横ばいとなっております。平均利用時間は、約142分となっております。前年度と同様、学校種が上がるとともに長時間傾向で、高校生では66.8%、

3人に2人がスマートフォンを通じて2時間以上インターネットを利用しております。

6ページの「ポイント4 青少年のスマートフォンによる無線LAN回線の利用状況」ですが、前年度に比べやや増加をしておるとい状況でございます。

7ページの「ポイント5 保護者のインターネットの利用状況 - 1 (インターネット利用率)」ですが、保護者の93.9%がいずれかの機器でインターネットを利用しております。インターネットを利用する機器はスマートフォン、ノートパソコン、タブレットが上位となっており、右下のグラフで、保護者についてもスマートフォンの普及が進んでおります。

8ページの「ポイント6 保護者のインターネットの利用状況 - 2 (利用内容)」ですが、コミュニケーション、情報検索が上位となっております。左上の表を見ていただくと、ゲーム、動画視聴の利用は学校種の下保護者ほど多くなっております。

9ページの「ポイント7 保護者のインターネットの利用状況 - 3 (利用時間)」ですが、保護者のインターネットの利用時間は増加しており、36.3%が2時間以上インターネットを利用し、平均利用時間は約120分。前年度から約10分増加しております。

10ページの「ポイント8 保護者のインターネットの安全・安心に使うための注意点の認知」ですが「出会い系や著作権等の違法情報の問題」については高く、「ネットの過度の利用の問題」「電子商取引の問題」は相対的に低い傾向で、前年度と傾向は変わらないところでございます。

11ページの「ポイント9 青少年のインターネット利用に関する保護者の取組」ですが、青少年がスマートフォンを利用する保護者のうち、84.5%がいずれかの方法で、青少年のインターネットに関する取組を実施しております。

実施している取組は、前年度と同様「フィルタリングを使っている」「子供のネット利用状況を把握している」が上位となっております。また「利用時間等のルールを決めている」が前年度から4.4ポイント増え、22.2%となっております。

12ページの「ポイント10 保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験」ですが、中学生及び高校生の保護者では「学校で配布された啓発資料で知った」「学校の保護者会などで説明を受けた」がそれぞれ60%以上で上位。小学生の保護者では「テレビや本・パンフレットで知った」が上位となっております。

13ページの「ポイント11 家庭のルール」ですが、インターネットの利用に関する家庭のルールについて、青少年の実態と保護者の認識とのギャップが前年度より拡大し、「ルールを決めている」との回答で、20ポイントの差となっております。学校種が上がるほどギャップが大きくなってございます。

続きまして、14ページの「参考資料1 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況」ですが、平成22年度からの所有・利用率の推移をあらわしたものでございます。全般的な推移として携帯電話の利用が減り、スマートフォンの利用が進んでおります。なお、平成26年度に調査方法等を変更したため、グラフはそこで一旦切らせていただいております。

15ページは「参考資料2 フィルタリング等利用率」でございます。平成26年度に調査方法等を変更したため、わかりにくくなっておりますが、スマートフォン、携帯電話におけるフィルタリング等利用率は、左のグラフでございますけれども、前年度と比べるとほぼ横ばいとなっております。

本件の報告については、以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、御質問等がございましたら、どなたからでも御自由にお願いたします。

どうぞ。

小城委員 聖心女子大学の小城と申します。

大変興味深い御報告をありがとうございました。

10ページ目の注意点の認知なのですが、おおむね出会い系サイトとか著作権等の違法情報の問題を知っているという認知度は高いということが出ておりますけれども、質問紙を拝見すると、これはあくまで本人の主観的な回答になりますよね。

このデータは恐らく、これはこれで信頼性が高いと思うのですが、今後、御検討いただきたい質問紙のつくり方として、客観的な指標でこれを測定できるようなものがあると、本当に保護者が正しく理解しているのか、全く理解していないのに本人は理解していると思っただけというのが区別できると思います。

意識が高い人ほど情報検索もしていると思いますので、恐らく相関は高いと思うのですが、今、出ている問題の根底にあるのは、本人が自分の無理解とか無知を認識していないところも大きな問題だろうと思いますので、今後、何か客観的な測定できるような指標を作成していただければ、より精度の高いデータが得られるのではないかと思います。

以上です。

藤原座長 小城委員、ありがとうございました。

客観的なメルクマールが必要ではないかということで、今後の分析の企画等に反映させていたきたいと思います。

事務局から何かございますか。

村田参事官 非常に貴重な御意見をありがとうございます。

この部分については、内閣府で全てお答えできるかどうかというのはあると思うのですが、総務省でILASという指標をつくっております、この項目自体もILASというインターネットリテラシー指標を参考にとっているものでございます。

したがって、これはまさに御指摘のとおり主観的なものであって、ILASは試験を受けさせて、ある程度その人が能力的にどのようなものなのかという客観的なものをとっているということでございます。

それを個々について本当にリンクできるかはあるかと思いますけれども、それぞれの結果についての相関関係を見たりといった分析は、きょうのお話を伺って可能なのかなとお

伺いをいたしましたので、御検討させていただきたいと思っております。

藤原座長 今、ILASの話が出ましたけれども、総務省から何か補的な御説明はございますでしょうか。

湯本消費者行政課長 今、内閣府から説明があったとおりでございます、私どもでは毎年ILASという形で、これは試験という形ですけれども、一定のデータをとっております。

具体的にどのような形で相関を見られるかは、これから私どもとしても今、いただいた御意見を踏まえて、真摯に検討してまいりたいと思っております。

ありがとうございました。

藤原座長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

清原委員、どうぞ。

清原委員 ありがとうございます。

本調査は長い期間やっていますが、最近は時系列の比較が難しいということで、慎重に区分けをしていただいています。いずれにしても、傾向としては、青少年も保護者も今やスマートフォンが主たるインターネット接続機器であることが明確になったと思います。

今までもそうでしたけれども、青少年と青少年の保護者を両方調査しているところがこの調査の意義あるところですので、今後、クロス集計をして、保護者がこのようなことを留意している場合、青少年がどのような利用状況になっているかも分析されていかれると思います。

その上で、このデータはこのようにとってあるので、これを尊重していかなければいけないと思いつつ、質問紙を拝見していて、保護者の皆様はこの辺を区別されて回答されているのかなと懸念があります。「インターネットを利用している時間等」については、職業柄使っていらっしゃる場合と、プライベートに使っている場合が必ずしもこの質問紙では区別されていないようにも見受けられるのです。

ひょっとしたら小学生、中学生、高校生も授業で使う場合もありますので、学習あるいは就労の場合の利用と、そうではない余暇の場合の使用等を今後は分けて質問しなければならないかなと思いつつ、それはまた、調査に御協力をいただく方に負担感をもたらすことになるのかなと思いつつ、結論としては今回はこのデータで比較分析とか関連性を見なければいけないかと思ったのです。いい意味で学校教育の中でも情報教育をしていただいています。

恐らく、青少年は授業以外の利用時間を書いてくれているのではないかと察しているのですけれども、学校教育での情報教育を応援したい気持ちもあるものですから、今回の利用環境実態調査は、私はこれで結構だと思うのですが、今後の中では、教育上接触している場合、仕事で接触している場合と、プライベートあるいはオフの時間に接触している場合などは、こういう大量の調査ではなくて、幾つかケース等で分析していくのも必要になってくるほど、今や、何かインターネットを利用しているのは一般的になっているのかな

と感じた次第です。

以上、感想を述べさせていただきました。

ありがとうございます。

藤原座長 貴重な御指摘をどうもありがとうございました。

類型化等の視点も検討させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

国分委員、どうぞ。

国分委員 私は各省庁がこれぐらいしっかり取組をされていることはすばらしいと思いましたが、この調査の結果について、感想を申し上げたいと思うのです。12ページをごらんいただくとおわかりのように、保護者がどういうパスで知識を得ているかということで、学校で配付された啓発資料とか保護者会での説明で60%前後の結果が出ておりまして、非常に効果的なのではないか。

このパスをもうちょっと文科省さん、PTAさんもいろいろ、現場では先生たちのリテラシーの問題もあって、御苦労もたくさんあるように聞いておりますけれども、この結果で見る限りは相当効果的で、インターネットで知ったとか、あるいはスマホを購入する販売店で説明をもうちょっとしなければいけないとかいろいろな取組もあるのですが、この結果を見る限りは、ぜひこの辺をさらに頑張っていただけると、もっとよくなるのではないかという感想を持ちました。

以上でございます。

藤原座長 ありがとうございました。

本件につきまして、フィルタリング等につきましては、この後の委員の方々からの発表でも扱われるところでございますので、特に御質問がなければ、議題「(2)委員発表等」に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題「(2)委員発表等」に移ります。

本日は、前回から新しく委員になられました上沼委員、藤川座長代理のお二方から御意見を発表いただきます。その後、前回に委員から御意見があり、本日お二方からも御意見が出るかと思っておりますけれども、フィルタリングの問題も含めまして、TCAの有木委員から御説明をいただくことになっております。

その後で、委員の皆様方とお三方の御発表、御説明を契機といたしまして、フィルタリングの利用の普及等について、意見交換を行いたいと思っております。

最後に今後の検討会の進め方についての意見交換を行いたいと思っております。

まず、藤川座長代理から発表をお願いいたします。

藤川座長代理 皆さん、こんにちは。

千葉大学の藤川でございます。

前回もいろいろ発言させていただきましたけれども、改めて発言の機会をいただきましたので、15分お話をさせていただきます。

お手元の資料7に沿って、同じものをスクリーンに投影しながらお話ししてまいります。

(PP)

本日は、論点として大きく3つ考えております。

「論点1 状況認識」はこの2～3年どうなっているのかという話です。結論から言うと、かなり状況は悪化しているにもかかわらず、有効な策が打てていないのではないかと、このお話を申し上げます。

「論点2 フィルタリングのあり方」と「論点3 教育・啓発のあり方」がございます。

(PP)

早速論点1でございますが、まず、先ほどの調査の結果で、スマートフォン利用率の急増でございます。中学生、高校生では、青いスマートフォンのグラフがかなりふえて、緑のグラフの従来型携帯電話が減っていることはいいのですけれども、小学生で平成23年度ぐらいまでは、何か持っている方は2割程度だったのが今、5割ぐらいになっているということで、所持率全体が上がっていることに注目する必要があるかと思います。

急激な状況の変化があるということでございます。

(PP)

続きまして、ほかの端末でございますが、特に格安スマートフォン、契約切れスマートフォン、タブレット、携帯ゲーム機に赤枠をつけましたが、こういったものの所持率がふえていまして、たとえスマートフォンを持っていない青少年であっても、何かの端末を持ってインターネットのサービスを使っている者が非常に多いというところでございます。

こういったことを背景に、利用時間が非常に長くなっているというのが一つ課題でございます。

(PP)

これがきょう、発表された内閣府の調査結果でございますが、何か利用している人のうちの半分ぐらいは平日2時間以上使っていて、1割以上は5時間以上使っている。

高校生だけ見ますと、5時間以上使っている人は2割ぐらいいるわけございまして、平成22年ぐらいから比べますと、大体2倍ぐらいの利用時間になっておりまして、ここ数年でかなり長時間利用の傾向が進んでいます。

これで子供たちの生活が乱れているかと言うと、一般的にはそうではないと思われま。

(PP)

これはちょっと古い2013年のデータなのですが、私がかかわったベネッセ教育総合研究所の調査結果なのですが、見づらいいのですが左上を見ますと睡眠時間は5年前の2008年度と比べて全然変わっていない。左下の家庭での学習時間はむしろふえている傾向がある。

右下のテレビやDVDはちょっと減っていて、その分、携帯電話やスマートフォンの利用がふえているという状況で、トータルで見ますとメディア接触時間でテレビからネットに移行したと伺われるわけです。

ただし、よく見ますと高校生などは非常にネット利用時間がふえておりまして、テレビの視聴時間が減った以上にふえている。結局、メディア接触時間がふえているので、右上にありますように、多忙感が増しているのです。

「『忙しい』と感じる」とか「もっとゆっくりすごしたい」という子供たちの数がふえております。これは平均的な変化でございます。

しかしながら、先ほどのデータでもわかりますけれども、長時間利用者と短時間利用者で差があるわけでございます。

(PP)

これは文部科学省の昨年秋に発表されたデータでございますが、学力がどうかということなのですけれども、国語A等々、教科領域別に分かれています。どれも同じ傾向で、一番左のより長時間、携帯電話やスマートフォンでネットを使っている人は成績が低くて、より短時間の人の方が成績はいいという傾向が見られるわけでございます。

(PP)

これは中学生でも同じでございます。

学力だけ今、お示ししておりますけれども、さまざまな調査を見ると、長時間利用者には、例えば朝食を食べないとか家族との会話が少ないとか、さまざまな問題がございます。ネットの長時間利用者はさまざまな問題を抱えている傾向があることがわかります。

これはもちろん、因果関係を単純に見るわけにはいかなくて、生活全般がよくないお子さんはネット利用時間が長いように見えてくるということございまして、ネットの時間を一つ入口にして、子供たちの生活全般の改善が必要だということがうかがわれるわけでございます。

(PP)

続きましていじめの問題ですが、ネットいじめの率はスマートフォンの普及とともにかなり上がりまして、赤枠をつけている平成25年度なのですが、中学生、高校生でかなりふえました。これはいじめ全体の中でのネットいじめの比率でございますけれども、かなり上がりました。平成26年度の一番新しい調査では少し減っているのですけれども、過去最高水準と言ってもいいと思います。ネットいじめは非常に多くなっています。

これはスマートフォンの影響が強いということです。

(PP)

犯罪被害についても、これは皆様御承知かと思いますが、警察庁の発表でございまして、間もなく昨年の下半期のものも出ると思いますけれども、現状で手に入る最新のデータはこちらでございまして、半年刻みで見ても、1年刻みで見ても、犯罪被害がふえているというところがございます。

(PP)

特に犯罪については、フィルタリングで防止するということをやってきたはずなのですが、先ほどのお話にもありましたように、フィルタリングの利用率は低下しておりまして、

かなりわかりづらいのですが、平成24年ぐらいは非常に多かったのがかなり減っています。よく見るとわかります。特に赤枠をつけているのが最新ですが、経年変化を見ていただくと、かなり減っています。

平成26年と27年は余り変わっていないのですが、ここ数年でかなりフィルタリング利用率が落ちています。

(PP)

今回のデータはまだ出ていませんが、1年前のデータでございますけれども、これをどう見るかが一つの論点でございます。つまり、Wi-Fiなどの無線LANに対応したフィルタリングだとか、アプリに対応したフィルタリングをつけていると答えている人は非常に少なく、スマートフォンでフィルタリングを使っている人の約1割しかいないわけです。

これは前回も申し上げましたが、スマートフォンでのフィルタリング利用者が四十数%。そのうち1割程度だとすると、こういった無線LAN、アプリに対応したものをきちんとつけている人はスマートフォン利用者の約4%という推定になるわけでございます。これでは、犯罪がふえても仕方がないということで、状況の悪化に対して有効な策が打てていないとかがわかります。

ただ、これについては、こんなに少ないはずがないという御意見もあるようですから、だとしたら何を根拠に言えるのかを議論できたらと思います。

(PP)

私の試算でございますが、上が何かのフィルタリングをつけている人の推移です。内閣府の調査が先ほどあったように、基準が変わってしまってわかりづらいので試算をしておりますが、63.5%から50.5%に落ちて、今回は同じぐらい、多分、50%ぐらいだと思います。

下は全てフルに利用している人をちょっと多目に見積もって、スマートフォンの利用者については、何もインターネットを使わないという人もいるので4.数%ではなくて7%くらいに上げて補正をしていますが、それでも、4割台から2割程度にまで落ち込んでいることが考えられます。

つまり、フィルタリングを進めようと頑張っているものの、全く有効に機能していないと言わざるを得ないのが現状です。

(PP)

店頭での説明については、警察庁のデータがありますが、きちんと説明できていると言っているお店は大体半分ぐらいで、専売店と量販店を比べても余り変わらない。よく量販店がきちんとしていないという議論があるようですが、そんなことはなくて、専売店でもきちんと説明できていないお店が多いということでございまして、こういった現状です。

つまり、現状がうまくいっていないのではないかとというのが一つの論点。

(PP)

2つ目にフィルタリング自体のあり方です。

(PP)

まず、これは去年の年末に3時間ぐらいかけてつくったのですけれども、各社のフィルタリングについて、情報がわかりづらいことがございます。

これは細かく見ていただかなくても結構なのですが、例えば「NTTドコモ フィルタリング」でインターネットを検索しても、フィルタリングの情報がどこに載っているかほとんどわかりません。これはどこの会社も同じでございます、携帯電話会社はホームページでフィルタリングについてきちんと整理して情報を伝えることが全くできていない状況でございます。

こういうところに問題は端的にあらわれているのではないかと。つまり、スマートフォンを使う利用者に対して、こういうフィルタリングをつけてくれというメッセージを携帯電話会社は明確に送っていないということがわかるわけでございます。

(PP)

高校生対象ぐらいになりますと、従来のフィルタリングは非常に厳しいのです。ツイッター、フェイスブック、スカイプ、2ちゃんねるといったサービスが使えません。もちろん、これらを全部使わせていいかどうかは議論があると思いますが、例えばツイッターについては、自治体の公的なサービスなどでも使っているわけですし、NHKを初めとしたテレビ局もツイッター連動のサービスを使っているわけです。

それにもかかわらず、高校生であっても、普通に何も言わずにフィルタリングを申し込むとツイッターが使えないという状態になってしまう。

これでは、社会のあり方として一貫性がないですね。つまり、社会としてツイッターを使わせるのであれば使わせる方向に行けばいい。しかし、テレビとか自治体が使っているのに、お店で申し込むとツイッターが使えないというのが初期状態で、このアンバランスさをどうするのが大きな問題ではないかと思われま。

私の意見は、高校生レベルについては、本当に最低限のアダルトサービスであるとか出会い系サービスであるとか、ほかの違法情報といったものだけをブロックして、コミュニケーション系については、自己責任で使ってもらおうという措置をとることも検討していいのではないかと考えておりますが、このあたりも議論をできたらいいなと考えております。

(PP)

もう一つは、出会い系のサービスといたらいいのでしょうか。出会い系サイトに類似するサービスの問題について申し上げます。

性犯罪等がふえているわけでございますけれども、出会い系サイト規制法はそもそもサイトにしか対応できないわけございまして、サイトでなくてアプリで出会うことがございます。異性と出会うようなアプリについては、出会い系サイトと同様の規制をしなくていいのかという問題がございます。

また、巧妙に事実上出会い系なのだけれども、異性ということをやらずに児童買春等に起因するようなサービスを提供している事業者もあって、児童買春を誘引するような書

き込みが放置されているようなものもあります。

こういったものについては、出会い系サイト規制法では対応できていないわけですが、それでいいのか。つまり、利用者に不便を強いてフィルタリングでブロックさせるだけではなくて、サービス提供側に18歳未満に不適切なサービスを提供させないことをもっと検討していいのではないかとということもございます。利用者の不便だけではなくて、提供者側にも対応してもらおうという議論はこれまでないようですが、こういった議論もするべきではないでしょうか。（ 追記参照）

（PP）

最後に、論点3の教育・啓発についてです。

申し上げたいことは単純でございまして、情報モラル教育をやることになっていますが、その実態が全然把握されていないことが問題ではないでしょうか。

これは文部科学省の方にも先日、申し上げたのですけれども、文部科学省ではここ数年、青少年のネット問題について余り調査がなされていないのです。特に情報モラル教育については、学習指導要領で位置づけられてはいるものの、どこの時間でどれくらいやるかははっきりしていないわけでございます。

総合的な学習の時間、道徳、中学校技術科、高校情報科等で扱うことにはなっていますが、明確な位置づけはない。しかも最新の状況に対応するためには、学習指導要領の改定であるとか、教科書の改訂を待っていては間に合わないわけですね。なかなか追いつきにくいような教育内容をどのように各学校で保証していくのかについて、文部科学省で真摯に取り組まれているとは言えないのではないかと私は思うのです。

少なくとも、最新の教育内容を一定の授業時間の中できちんと扱えるようにするということをすべきではないのか。これは文部科学省にぜひお願いしたいのですが、少なくともその前提として、現状でどれだけの教育が行われているのかははっきりさせる必要があるのではないのでしょうか。

実態調査をして、うまくいっていなければ修正していくという情報モラル教育のPDCAサイクルが機能するようにすることが必要だと思われま。

（PP）

これは先ほど申し上げましたが、追いつかないということについて、どう対応するかということですね。

安心ネットづくり促進協議会で「グッドネットチャンネル」などというものもやっていますが余り見られていなくて、私は出演しているのですけれども、やりながら無力感を感じておりまして、本当に皆さんが最新の情報をキャッチアップして指導するというようになってほしいのですけれども、どうもそうはなっていない。

これをどうしたら進められるのかが非常に大きな課題かと思えます。

（PP）

ということで、大変早口にお話しいたしましたけれども、3点の論点について、お話を

いたしました。

ぜひ御議論をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

藤原座長 どうもありがとうございました。

質疑あるいは意見の交換はまとめて後で行いたいと思いますけれども、ここでどうしても確認しておきたいという事項がございましたら、質問をお受けします。

よろしいでしょうか。

どうぞ。

金井委員 全国高等学校PTA連合会の金井です。

先ほど、高校生は最低限のフィルタリングでいいというお話があったではないですか。

ということは中学校、小学校はそれぞれのレベルに合わせたフィルタリングの設定を今後、進めるべきという認識でよろしいですか。

藤川座長代理 私の意見は、小中高ぐらいで基本的にはレベル分けがあって、おおよその目安があって、何も考えずに申し込んだ方は、基本的にその年齢段階のものにまずは入るということが原則でいいのではないかという考えです。

金井委員 賛成だったので、ありがとうございます。

藤原座長 事実確認でなければ、今のような御意見は後で伺えると思いますので、ほかによろしいですか。

それでは、続きまして、上沼委員、よろしく願いいたします。

上沼委員 上沼から御説明をさせていただければと思います。

私のほうでは、青少年のネット問題というときに、非常に広い問題がカバーされているので、問題を話すときにどの問題を話しているのかを意識することが重要なのではないかという観点から、お話をさせていただければと思っています。

(PP)

青少年のリスク分析で、よく使われるのがOECDのリスク分類だと思うのですが、これ自身は2011年のものなのでちょっと古くなっているとは思いますが、ただ、私がこう思いますというよりは、虎の威を借りたほうがいいかなと思って、OECDのものを持ってきました。

このOECDのものなのですが、英語のものをそのまま落としているので、その次のページに若干、日本語とその説明を書いています。

(PP)

一番左側にあるものが、いわゆるコンテンツリスクと言われるもので、違法・有害な情報そのものにアクセスすることで、青少年の心身が有害な影響を受けるというものです。

その隣にあるのが、コンタクトリスクということで、ネット上で不適切な人と出会う、コンタクトすることで問題が起こるというものです。

この中で、サイバークレーミングは、要するに、成人が青少年を誘惑するというか、仲良くして誘い出すというもので、ほかの国にはサイバークレーミングそのものが犯罪とさ

れているところもあります。その他、違法な情報交換 日本だと著作権などで問題になっている が入っている。

(PP)

その次に、オンラインマーケティングですが、これは消費者情報として問題になっているものと、あとは児童にとって不適切な商品の問題として、いわゆるアルコールとかたばこが、ここに入ってくると思います。

Over Spendingは消費者問題、Fraudulent Transactionsは詐欺的取引ですが、日本では成人でも問題になっているものかなと思います。

(PP)

一番右側にあるものは5ページに説明があります。情報プライバシー・セキュリティリスクと言われるものです。

実は、青少年で問題なのは、インフォメーションプライバシーの中のUnforeseen ConsequencesとLong Term Consequencesというものだと思います。というのは、問題投稿とか炎上によって、長い影響が起こり、就職のときにまで影響してしまうという問題が生じるわけです。

先ほど藤川先生から高校生のツイッターという話がありましたが、確かに高校生はコミュニケーションができると思うのですが、そのときに炎上の対策を一緒に考えておかないといけないのかなと思っている次第です。

なお、インフォメーションセキュリティは日本では成人でも一番問題になっているところだと思っています。

(PP)

リスクに応じた対策を、青少年特有の問題なのか、成人に対しても対応が必要なのかという観点で分けたのがこの6ページの図になります。

青少年特有の問題としては、コンテンツリスク、コンタクトリスク、児童に不適切・年齢制限のある商品が挙げられます。

成人でも問題になり得ますが、青少年への配慮が必要なものとして、過剰消費があります。未成年取消しなどの問題もありますので、青少年特有の検討も必要なのかなと思っています。

また、事前に予防する対策があるものなのか、事後でも何らかの対策がとれるものなのかという観点で分けたものが予防的と事後的という区分です。

コンテンツリスクによる有害な影響は、後でのカウンセリングなどでもある程度の対策は可能なかもしれませんが、そこは明確にはわからないので、できればその年齢にふさわしくないものは見せないほうがいい、ということで予防的対策が必要としています。

コンタクトリスクは、一度犯罪の被害に遭ってしまうと、実は取り返しがつきませんので、やはりここは予防的対策が重要なのではないかと思う次第です。

成人でも問題だけれども、青少年の配慮が必要というもののうち、過剰消費は未成年取

り消しをうまく使うことである程度は事後的でも対応は可能でしょう。

情報プライバシーの問題は、その後いつまでも情報として残るところがうまく対応ができるのであれば、ある程度事後的でも対策が可能なものなのかもしれないと思っています。なので、高校生の投稿などについては、使うのであればこの事後的な対策と一緒に検討する必要があることを認識しておいたほうがいいのかと個人的にはと思っています。

情報セキュリティーなどの問題は、事前にやったほうがいいのは間違いありませんが、事後でもある程度のリカバーが必要な部分もあるのかなと思って、このような表にしています。

(PP)

次に、予防的対策と言うときに、どういう対策があるかということですが、基本的にはシステムによる対応と、個人の自覚による対応なのかなと思っています。

システムによる対応というのは、今の段階で試みられているのが成長段階に応じたアクセス制限の仕組みで、今、御質問で藤川先生の回答にあったように、成長段階に応じて青少年が使えるコンテンツの範囲がある程度制限されることが必要なのではないかと考えております。

個人の自覚のほうは、やり方としては教育啓発しかありません。これによってリスクを評価し、回避する能力を向上するというのがどうしても必要なのだろうと思っています。

(PP)

この2つは双方が重要であり、相互補充の関係だと思います。どうしてもシステム対応が難しくなると、普及啓発のほうに話が行きがちなのですが、ネット上の子供に關しての場合は、保護者の監督に限界があり、保護者への普及啓発では対応仕切れないと思うのです。

というのは、リアルの場合であれば、活動範囲は成長段階に応じて拡大するわけで、幼稚園の子供がいきなり世界に出て行ったりすることはないわけです。ところが、インターネットの場合は、それこそ幼稚園、保育園の子供であっても、世界とつながる、というところが一番の特性なわけです。したがって、保護者が監督できる範囲、つまり、自分のお子さんの成長範囲に合わせた行動範囲を設定するという形にするということがどうしても必要なのではないかと思うわけです。

また、青少年自信に対する普及啓発は、どうしても限界があります。私は教育の専門ではないので、私が言うのも口幅ったいのですが、例えば自分と他との明確な区別ができるのは小学校の中学年ぐらいになってからだというお話を聞いたことがあります。そのような年齢で、ネット上でコミュニケーションをするということは、非常にリスクが高いのではないかと思うわけです。

その一方で、今までお話があったように、そのようなシステム的な手段を使うにも、保護者の理解がなければ、実際には使いませんということになってしまいますから、その

普及啓発とシステムの問題は両輪なのかなと思っています。

特に保護者のリテラシー不足が子供に対して影響するという点については、結構深刻な問題だと思ひまして、確かに一義的に保護者が責任者だということはそのとおりなのですが、保護者がリテラシー不足だったら、そこのお子さんは被害に遭ってもいいのですかというお話にならざるを得ないと思うのです。

ですので、保護者のリテラシーがそれほど高くないとしても、一定程度の安全な仕組みが作られていることが必要なのかなというところであります。

(PP)

今回の速報には出ていませんでしたけれども、保護者へのQ11の「どのようなフィルタリングを使っていますか」というところとも関連するところなのですが、インターネットに、特にスマートフォンから接続する場合には、いろいろな経路があります。ただし、利用者から見れば、どの経路を使ってインターネットに接続しているかを意識することはほとんどないわけです。

なので、現在のシステムでの対応状況についていえば、経路によってフィルタリングの仕組みが変わるということは、保護者あるいは利用者にとってはよくわからないということになるのだらうと思います。

このスライドのズで、どの部分のフィルタリングが弱いのかは、Q11の結果を見れば、ある程度わかってくる話ですし、Q11に関する去年の回答からは、の仕組みが理解されていないという保護者の割合が相当高いことが予想されるので、そうだとすると、その理解を高めるために何が必要なのかということになってくるのだと思います。

(PP)

システムが利用されていないという問題があるときに、それが利用されていないのはなぜなのかということを考えなくては、対策はなかなか進まないところで、それが先ほどの利便性の問題なのか、あるいはカバー率の問題なのか、仕組みがわからないことによる問題なのかをきちんと検討しないと、普及啓発をするにしても、どう進めたらいいのかがよくわからないのではないかと思います。

ですので、そこをぜひとも御議論いただいて、どこの部分に。注力をすべきなのかと検討すべきなのかなと考えています。

(PP)

現在の課題として、IoT時代と言われていきますから、どんどんいろいろなものがインターネットにつながります。家電、デジタル教科書、今でもそうですけれども、自動車もつながりますという時代です。

過去の事例を見れば、新しい通信手段ができれば、青少年の問題が起こるというのは、ダイヤルQ2でも、ポケベルでもガラケーでもスマートフォンでも起きているのです。

とすれば、この次の接続でも青少年の問題が起きてくるのはもう見えているわけですから、今の段階でどうするかを考えておかないといけないと思います。問題になってから考

えるのでは、被害に遭った青少年の被害をなかったことにはできないわけですから。

ですので、最初の段階で、どうするべきなのかを考えた上でシステムを設計してもらいたいと思います。

出会い系サイトの問題などのときに、ある程度成長した方が、自分のときには出会い系サイト規制法がなく、それが違法だということがわからなかった、自分が子供のときにそれを教えてもらっていれば、自分は援助交際などはしなかったと後悔しているのを聞いたことがあります。回復できない被害に遭った後、大人になってから、自分の未成熟な頃の行動を後悔するというのは、非常にかわいそうなことだと思いますので、その辺も含めてぜひとも考えていただきたいと思います。

(PP)

最後になりますけれども、教育啓発を行う場合に、今、ぜひとも考えてもらいたいのは、ネット利用の低年齢化への対応です。速報にもございましたとおり、小学生のスマートフォン利用が非常にふえているわけです。

ということは、実は、小学生になる前に保護者の方に、どう利用させるかを検討しておいていただかないと間に合わない。使い始めてからでは間に合わないということになりますので、その低年齢に対してどうするかをぜひともお考えいただければと思います。

(PP)

以上、まとめますと、リスクに応じた対策と事前対策の重要性、あとは双方のシステムと普及啓発双方の重要性とシステム対策のポイント、普及啓発のポイントとなります。

2012年のOECDの提言は、5年後の見直し規定がありまして、もうすぐ2017年ですから、そのときに日本は何を主張するのかが重要なのかなと思っています。

特に2008年の当時、日本は青少年のネット利用対策では先進だったわけですから、ぜひともこの次の5年後の見直しでも、先進的な対策がとれていると言えるようになればと思っています。

藤原座長 上沼委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、有木委員から、業界の取組などについて御説明いただけるということでございますので、有木委員の御説明を伺ってからの議論、意見交換としたいと思います。

有木委員、よろしく願いいたします。

有木委員 本日は御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

電気通信事業者協会の有木でございます。

携帯電話の利用に当たりましては、青少年の安全安心ということで、利用環境の整備につきまして、携帯電話事業者各社がインターネット環境整備法に基づくフィルタリングの提供及び各種の啓発活動を通じて取り組んできております。

一方、スマートフォンの青少年の急速な普及、利用の低年齢化、フィルタリングの普及の伸び悩みといった状況があらわれてきておりまして、本日も藤川先生、上沼先生からさ

まざまな御意見を伺ったところでございますが、事業者といたしましても、これから新たな状況に対応しまして、より一層の取組の強化が必要だと認識しております。

このような観点から、きょうはお時間をいただきまして、事業者の現在の取組を御説明するとともに、新たな状況に応じてさらに検討を具体化していくために、青少年のスマートフォンの購入前後の意識及び行動を追跡的に明らかにするための実態調査の実施計画の御説明をさせていただきたく、よろしく願いいたします。

調査結果につきましては、取りまとめ次第何らかの形でフィードバックをさせていただき、御意見をいただければと思っております。

本日の資料の説明につきましては、当協会の移動電話委員会の傘下に携帯電話の青少年にかかわるさまざまな問題を審議しております青少年有害情報対策部会で、この部会長をお願いしておりますソフトバンクの松井さんから説明をいただくこととしております。

松井さん、お願いします。

TCA（松井） ソフトバンクの松井でございます。

本日は、御説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

早速、資料に基づいて御説明させていただきます。なお、本日につきましては、若干基礎的な内容も含んで御説明させていただきますので、その点を御了承いただければと思います。

ページをおめくりいただきまして、1ページ目は目次なのですがけれども、本日の御説明に関しましては、

「1．電気通信事業者協会における検討体制」

「2．フィルタリングサービスの概要」

「3．通信事業者における各種取組み」

先ほど有木専務理事からも御報告がありました

「4．フィルタリングにかかる調査」

以上の4点につきまして、この場で御説明をさせていただきたいと思っております。

まずは「1．電気通信事業者協会の検討体制」について、御説明をさせていただきたいと思えます。3ページ目をごらんください。

TCAでは、青少年の携帯電話等の安全な利用促進を目的にしまして、2006年から「青少年有害情報対策部会」を新たに設置しております。直近では月に約2回程度、部会を設置して定期的な活動を行っているところでございます。

4ページ目は当部会における取組の概要について記載をさせていただいております。近年ですとスマートフォンの普及によって、青少年を取り巻く環境はかなり激変しているところでございますので、当団体としましては、それらに応じたフィルタリングサービスの普及促進ですとか、携帯電話を使う際のマナー、トラブルへの対処方法といった啓発全般といったことに関して、特に重きを置いて活動を行っているところでございます。

5ページ目はこれまでの部会の活動を参考までに記載しておりますので、時間の関係で

資料の説明は割愛させていただきますので、必要に応じて後ほどごらんいただければと思います。

続きまして「2. フィルタリングサービスの概要」につきまして、御説明をさせていただきます。

7ページは、こちら皆様御存じのところかと思うのですが、フィーチャーフォンの時代におきましては、通信事業者が端末、ネットワーク、コンテンツ、こういったものを垂直統合的に掌握してビジネスモデルを行うという、いわゆる垂直統合モデルが一般的でございましたので、フィルタリングも非常にシンプルでございました。その結果、この資料の一番下に書かれていますけれども、通信事業者のネットワークで一元的にブロックすることが実現できておりました。

他方、次のページのスマートフォン時代はどうだったかというお話に関しましては、端末、OS、ネットワーク、コンテンツ・アプリケーションといったものが、それぞれ異なるプレーヤーがサービスを提供するという、いわゆる水平分業モデルといえますか、そういった形のビジネスモデルに変更になってきておりますので、実際にその下に書いてありますけれども、OSですとかネットワークごとにフィルタリングサービスの設定方法が異なりまして、実際にフィルタリング機能自体が非常に多様化しているところが大きな環境変化かなと弊団体では認識しております。

9ページ目は参考ではあるのですが、現状、携帯各社が提供しておりますフィルタリングサービスの一覧を記載させていただいております。OSの制約等によりまして、実際に今、フィルタリングサービスが1つではなくて複数存在するという形式になっておりまして、実際にそれぞれのフィルタリングサービスごとに個々に設定が必要という状況になっているのが実情でございます。

続きまして「3. 通信事業者における各種取組み」につきまして、御説明をさせていただきます。

11ページ目は、フィルタリングに係る店頭手続ですけれども、こちらは当然ながら、各事業者は店頭でフィルタリングの説明ないし設定サポートを実施させていただきます。

具体的には、まず、お客様に入店をいただきまして、当然、商品の検討とかをされた上で利用者情報を登録されるのですけれども、こちらにつきましては、原則として契約者の方が未成年の場合につきましては、親権者の同伴を必須として対応させていただいております。

その後、フィルタリングの説明あるいはそれに関連する説明書の手交を経まして、原則フィルタリングのサービスに加入していただくという流れになりますが、一部加入されないお客様が出てきますので、その場合には、不使用申出書という形でお客様から提出をいただき、フィルタリングサービスに加入しない理由などの確認もさせていただいております。

その後、フィルタリングサービスに加入されるお客様に関しましては、設定サポートも

るもろを行わせていただいて、退店いただく。大まかに言うところのこういった流れになっております。

ここで一点、課題として、弊社というかTCAの団体が感じておりますのは、フィルタリングに関しての一連の流れが、左のほうに書いてあるのですけれども、説明から設定の完了まで、長短はあるのですが長い場合は30分程度かかるというところで、ショップの店員の方はもちろん、当然フィルタリングに加入されるお客様にもかなり負荷になっているというところがございます。

他方、これまでのこの会合の中でも、構成員の皆様から御指摘いただきましたように、携帯キャリアあるいは店舗でのフィルタリングの設定が十分ではないのではないかという御指摘もいただいておりますので、この部分は店頭対応の全般の運用に関しましては、まだまだ我々としては改善の余地があるのではないかと感じております。

12ページ目はリテラシー向上のための啓発活動なのですが、こちらは自社による各種啓発活動のほかに、安心ネットづくり促進協議会ですとか、e-ネットキャラバン、自治体等主催の各種活動に参加をさせていただいております。

参考までなのですが、本年度12月時点の数字ではありますが、携帯教室ですとか研修会の開催という意味では、約9,000回の会合の開催。受講者数に換算しまして、延べ150万人の方にこうしたリテラシー向上のための活動を実施しております。

13ページ目は参考までに今、御説明した各事業者の携帯教室等の概要について記載させていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

駆け足で恐縮ですけれども、14ページ目に関しましては、今まで各省庁様の取組としての御説明もありましたが、TCAとしましても、近年、主に2月から5月ぐらい、いわゆる新学期の時期にフィルタリングの推進や青少年、保護者等のリテラシーの向上に向けた各種取組を展開させていただいています。

本年につきましても「春のあんしんネット・新学期一斉行動」と称しまして、下に書かせていただいているように、ポスターによるルールづくりの呼びかけですとか、ショップ等における啓発活動の動画の配信、PTAの2つの団体に御尽力という御協力いただきまして、他団体等の協賛による啓発活動にも、今回は参画させていただいている状況でございます。

最後になるのですが、続きまして、冒頭お話ししたフィルタリングに関する調査について、簡単に御説明させていただきます。

16ページ目は、これまで弊社から述べさせていただきました課題ですとか、あるいは環境変化を踏まえまして、TCAだけではなくて業界全般になると思うのですが、主に以下の3つについては、さらなる取組、改善策ですとか対策が必要ではないかと認識しております。

1点目がフィルタリングサービスそのものについてです。こちらにつきましても、冒頭でも少しお話ししましたが、フィルタリングの多様化ですとか、関係するプレーヤ

ーが多層化している状況でございますので、若干、それに応じてフィルタリングサービスそのものの自体が複雑化の傾向にあるのかなというところでございます。

ここはどこまで何ができるかは今後の検討ではあるのですが、サービス自体の使い勝手をよくして、お客様にフィルタリングサービスに入っただきやすくするという取組も必要かなと感じているところでございます。

2点目の店舗運用(説明・設定)につきましては、今までの各構成員の方々あるいはTCAの説明の中でも述べさせていただきましたが、店舗での説明の長時間化みたいな課題はありつつも、まだまだ店舗におけるフィルタリングの設定、推進の徹底は必要であると認識しておりますので、ここに対しての対策を何らかとっていくというのは、一つの案としてあるのではないかと考えております。

3点目のリテラシー向上も先ほどからTCAの取組につきまして、御説明をさせていただきましたが、当然ながら青少年のみならず、保護者、家庭の環境において、リテラシー向上のさらなる取組が必要であると感じております。

ここに関しては、場合によって、前段で内閣府様の調査等にもありましたけれども、TCAという業界だけではなくて、官民並びに保護者の方、そういったところの教育機関等の御協力も仰ぎながら、何らかの対策をとっていく可能性もあるのかなとTCAとしては認識しているところでございます。

17ページ目は調査のところなのですが、以上の課題の深掘りあるいは対策の具体化のために、TCAとしてはショッパの皆様などに負荷をかけてしまうのですが、今回は公益社団法人日本PTA全国協議会の皆様に御協力いただいて、フィルタリングに関する調査を具体的には3月から4月ぐらいまでの期間をかけて実施したいと考えております。

内容としましては、ここに書かれているように、店頭対応の実態の確認ですとか、保護者の方を中心とした意識確認をメインの調査スコープとして対応していきたいと考えております。

それぞれの具体的な中身なのですが、18ページで、TCAでは今回、2つの調査を実施したいと考えておまして、1点目の調査1と書かせていただいているのが、店頭におけるアンケート調査でございます。

こちらにつきましては、店頭及び購入直後における利用者のフィルタリングに関する意識及び設定状況を把握することを主眼の目的としまして、対象としてはスマートフォンを新規あるいは機種変更によって購入された青少年の保護者に対して、調査を図りたいと考えております。

具体的な調査内容としては、複数いろいろあるのですが、主なポイントとしましては、来店時に店舗対応はどうだったかという話ですとか、来店時のフィルタリングの設定状況がどうだったかという話を中心に、お客様の意識を確認していきたいと考えております。

調査項目の2番目は先ほど申し上げましたとおり、日本PTA全国協議会の皆様に御協力を

いただいてアンケートを行いたいと考えております。目的としましては、保護者のフィルタリングに関する意識ですとか、子供の設定状況の把握といったところを主眼に捉えまして、対象としてはスマートフォンを利用する小中学生の保護者といった方に対して調査を行いたいと思っています。

具体的な調査内容は、ここも多岐にわたるのですが、メインどころとしましては、フィルタリングに関する意識調査です。認知度であったり、利用意思あるいはそもそもの知識量について把握するというのと、店舗で契約したときはついていただけけれども利用開始してからそれがどうなっているのかというフォローアップという意味で、利用開始後のフィルタリング設定状況あるいは意識調査に関して調査を図っていきたいと弊社としては考えております。

資料の説明は以上なのですが、青少年のスマートフォンの利用に関しての取組に関しては、業界としてまだまだ今回のいろいろな環境変化に応じて、どういうことが必要というか、まだ道半ばの部分があることは重々認識しておりますので、今回、最後に御説明させていただきました各種調査の結果も踏まえまして、やるべき問題点の深掘りあるいは効果的な対策みたいなものにつなげていけば一番いいのかなと考えております。

こちらの調査の結果につきましては、冒頭に有木専務理事からもお話がありましたとおり、この場で次回以降タイミングを検討させていただいて、結果を公表させていただいて、また議論させていただきたいと思っておりますので、その点も改めてもろもろ御支援いただければと思っております。

簡単ですが、TCAの説明については、以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

藤原座長 どうも詳細にありがとうございました。

それでは、以上、お三方の御説明を受けまして、意見の交換に入っていきたいと思えます。お三方からの御議論は、藤川座長代理は論点を1、2、3とこの資料にまとめていただいたのですが、中でもフィルタリングの4%ということを強調しておられて、このあたりは恐らく、分析あるいは質問のあり方等も含めて検証してみる必要があるのかなというお話かと思えます。

もう一つ藤川座長代理からは、教育の場での情報モラル教育の実態調査の課題に触れていただいたと思えます。全体としてスピード感を持つという御趣旨だろうとは思いますが、そういった論点があるのかなという感じでした。

上沼委員の御説明は、これまた御提示いただいた資料の最後のまとめに、リスクという観点からまとめていただいているのですが、具体的には、低年齢化の問題ですとか、あるいは仕組みとして恐らく川上から川下まで、どこで規制するのが効果的かという議論だと思うのですが、年齢等を捉えてどのように対処していくのかという御議論があったと思えます。

それから、事前の予防でいいものと事後で足りるものの分類の話なども重要なのかなと

思いました。

削除権は今、EU等で話題になっていて、既に合意となりました忘れられる権利の話をお互いに議論であろうかと思えます。

上沼委員がおっしゃるように、情報法の世界では、技術で対応できることは技術でというのは鉄則だと思いますので、そういった議論も出てくるのかなと思えます。

TCAの方からは、フィルタリング機能とサービスそのものが多様化しているのだという前提で、店頭の対応については、まだまだ改善の余地があるという御報告をいただいたわけです。

それでは、今のお話で全てを尽くしているわけではないと思えますけれども、意見交換ということで、まずはフィルタリングの利用の普及等から入っていきたいと思えますが、どなたからでも御自由に御質問、御意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

尾花委員、どうぞ。

尾花委員 尾花でございます。

幾つかあるのですが、今回、皆さんの御発表は本当にありがとうございました。うまく整理されていてさすがだなと思うところだったので。

実は何年か前からずっと同じことを言っているような気がするのですが、そろそろ「アクセス制限」という言葉をやめませんか。

フィルタリングに関してこれだけ数値が落ちてきていて、フィルタリングを何とかしなければという話は、日本中どこでも聞こえてくるのに、まだまだあくまでもキャリアさんのホームページとかを見ても「アクセス制限サービス」という形で「アクセス制限」と言うと、ある意味コンテンツリスクを制御するだけみたいなイメージがとてあつて、見たいものを見られなく制限してしまううっとうしいものという表現でしかないように、誰もが受けとめているでしょうし、実際に消費者の人たちあるいは学校、保護者、子供たち自身もフィルタリングは邪魔な存在、うっとうしい存在という印象のほうが強くて、守ってもらえるものだという感覚がほとんどないのが現状だと思うのです。

それが一番こういった形の数値で出てきてしまうところではないか。マイナンバーとかもありますし、個人情報も守らなければいけない時代に、個々で守らなければいけない、どんなに小さくても守らなければいけない時代になってきたときに、セキュリティー全般を見たときに「アクセス制限」などと言っている場合ではないのではないかと思ひまして、そのあたりも実は今後、早急に議論していきたい部分だと思っております。

フィルタリングの促進という意味では、いろいろな仕掛けがまだまだ必要なのかもしれませんが、足並みをそろえてMVNOさんものというのの前からお願いしているところでもあつて、業界全体として取り組んでいる姿がどうしても見えないのが現状ではないかと思っております。

もちろん青少年向けの機械ではないとか、青少年向けに売らないからいいのだという発

想はあるかもしれませんが、シニア層だってフィルタリングが必要かもしれませんが、そういう意味では、コンタクトリスクとかウイルスとか詐欺も含めて、正しい認識をしてもらうためにも、全部取り組んでいる事業者さんというか、全ての取り組んでいる人たちが同じ方向を向いて歩むような姿勢が今後、どうしても必要になってくるのではないかと思いますので、より強化していただけたらいいなと皆さんの御発表を聞きながら思った次第でございます。

以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

私から聞くのも何なのですけども、先ほどの藤川座長代理の4%という数字ですが、解釈はまだ分かれているようですが、そこはいかがなのですか。

村田参事官 非常にお答えしにくい質問ではあるのかなと思いますけれども、これは平成26年度に、いろいろ検討して、現在、資料の6-3のQ11ですが、こういう質問になっているわけでございます。

Q11の前に、Q8という質問もありまして、Q8の5を見ると、ここにフィルタリングを使っている。6は機器に備わっている利用制限・閲覧制限機能を使っていると書いてあって、Q11はQ8でフィルタリングを利用している方に答えさせるという流れになっているわけであり

ます。そもそもフィルタリングと機器に備わっている利用制限・閲覧制限機能との違いが、回答者の方に十分に伝わっているのかなというところは、今のTCAさんの御説明、これはアンドロイドとiPhoneで、iPhoneのところにアプリについては「機能制限」という言葉が資料で使われていたと思いますが「何とか制限」という言い方が紛らわしいのではないかという問題意識は持っております。

Q11にしてもQ8にしても、いずれにしても、保護者の主観というのですか、保護者のリテラシーの範囲で答えていただいているという制約があるのではないか。したがって、それが本当の客観的な設定状態を反映して答えているのかという限界もあるのではないかと

いうことで、我々も苦慮しているところがございます。といたしますのも、余りこの質問項目を変えてしまうと、今度は他方、経年変化が見られなくなるということで、これは平成26年に調査フォームを変えたばかりで、そこら辺をどうしたらいいのかは今、悩んでいる状況でございます。

お答えになっているかどうかわかりませんが、内閣府のこの調査について申し上げますと、そのような状況になっているという御報告でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

重要な点なので、一応、今のような制約はあるものの、しかしながらフィルタリングの利用の普及についての議論はしなければいけないのだということで、御議論をいただきたいと思

ほかにかがででしょうか。

清原委員、お願いします。

清原委員 御報告ありがとうございました。

それぞれの問題意識を伺わせていただいて、青少年のインターネット利用をめぐる問題がさらに浮き彫りになったと感じました。

TCAのお取組の中で、今後、調査を2つ企画されているということです。一つには、店頭におけるアンケート調査として、実際にスマートフォンを新規及び機種変更により購入した青少年の保護者を1,000サンプル選ばれるということと、調査2としては、PTAの御協力によって、保護者のフィルタリングに関する意識や子供の設定状況を把握するというところで、こうした調査を事業者の皆様がされるということは、大変重要だと思います。調査期間がまさに今の3月から4月にかけてということで、今、テレビコマーシャル等々では、通信料金の「学割」が一つのキーワードになっているようです。

つまり、新規購入者の主要なターゲットに、児童、生徒というよりも「学割」ですから、主として学生さんを考えているとは思いますが、関連して学ぶ世代、青少年に多くいろいろな内容、利便性が訴求されていると思いますし、特に料金の面が訴求されていると思います。

そういう中で、主として「フィルタリング」について中心的なテーマとする調査をされるわけですが、このときのアンケート調査の内容なのですけれども、青少年のインターネット利用に関する内閣府が行ってきた環境実態調査と、一部質問項目は同様のものを使われるでしょうか。

何らかの形で、今回実施される調査と内閣府が実施されている調査とのデータの比較などもお考えでしょうか。

その辺について、質問させていただきます。

よろしく願いいたします。

藤原座長 いかがでしょうか。

質問項目のことで、どの程度リンクさせるのかという御質問だったと思います。

TCA(佐治) ソフトバンクの佐治と申します。

私から御回答させていただきます。

今回の質問項目に関しましては、内閣府さんの調査の内容と、例えばフィルタリングをつけている、つけていないというお話であるとか、端末の種類のお話ですとか、そういったところについては、一部かぶるところが出てくることは実態としてあり得ると思います。

ただ、比較という部分につきましては、どちらかと言いますと、事業者の目線で今回はその調査をしたいという意向がございましたので、そこまでのところはまだ、考えていなかったというところが実態です。

清原委員 基本的なところは、できれば同じような選択肢にさせていただいて、少しでも全国的な動向と、今回のTCAさんがされる調査にみられる傾向とについて、最小限で結構な

のですけれども、実態の比較がされればいいなと思いました。

PTAの皆様にご協力をいただき、保護者の意識を探るときにも、設定状況などについては、もちろんそんなに複雑な項目にはならないと思うのですけれども、たまたま本日の御説明の資料9の19ページには「フィルタリングに関する意識や」ということがありましたので「フィルタリングをする必要があると思いますか」という要否だけではなくて、認知度、利用意思、知識量とありますが、やはり、今回の内閣府の調査と同様の広い意味での意識にかかわるものを入れておいていただくと、この調査がさらに生かされるのではないかと感じました。

全て同じ質問項目にする必要はありませんし、今、おっしゃったように、事業者の視点も大事だと思うのですが、一部でもそうしたものとデータの分析などのときに生かされて、私たちも読み取れる部分があるのではないかと感じました。

よろしくお願いします。

TCA（松井） 御指摘ありがとうございます。

今回、TCAでやろうと企画しているこの2アンケートにつきましては、今年度初めての試みということもありまして、正直な話、3月、4月にやる調査なので、ある程度項目とかはフィックスしてしまっている部分もあるのですけれども、可能な限りその辺の御指摘に沿うようにして考えていきたいのと、これを今後、毎年やるかというのはまだ決められていないのですが、多分、今回の結果を共有させていただいたときに、むしろこういう観点で調査をしたほうが、より具体的な意味のあるデータが出るのではないかと面白いな話も、多分、この場でいろいろ御意見をいただけるのではないかと考えていますので、今後の取組にはぜひつなげていきたいと考えております。

藤原座長 どうぞ。

清原委員 大変前向きに御回答ありがとうございます。

私はTCAの皆様が「フィルタリング」というものに絞った調査をされること、そのことに大変意義があると思っています。事業者の皆様がみずから「フィルタリング」の意義を感じて、それが実態としてどうなっているのかをお調べになること自体が、事業者の皆様の意識にもいろいろ相違があると思うのですが、それでも、団体として「フィルタリング」を大事にしているということが再確認されるということに、この調査を実施されるもう一つの意義もあると思います。実態が把握されることはもちろん重要な意義なのですが、調査をされること自体に意義を感じたものですから、希望を述べさせていただきました。

ありがとうございます。

以上です。

藤原座長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

では、国分委員からお願いします。

国分委員 フィルタリングではないのですけれども、上沼委員に質問が一つあるのです。リスクに対して予防的対策として、システムによる対策と個人による自覚が必要であるという御趣旨は全く私も同感で、フィルタリングもシステムによる対策の一つであろうし、最近コミュニケーションソフトで「Rethink」といって、文章を入力して送信しようとするソフトウエアで解析して、これは本当に送っていいのですかということ返してくるという機能を持っているものもあつたりして、いろいろなものがこれから頑張れば対策はとれるし、個人による自覚は地道な形なのですが、内閣府の調査にありますように、PTAとか文科省さん、学校でしっかり今後もやっていただければ、だんだんそういう親御さんたちのリテラシーも向上するのではないかと思うのです。

ただ、このところ私はきょう、各府省庁の取組の資料の中で、経産省さんの未就学児の保護者の方へという紙がありまして、スマホ越しに育児をしていませんかとか、お子さんの遊び道具がスマホやゲーム機に偏っていませんかというフレーズは非常に問題を的確に把握していると思うのですが、最近は何物ではないのですけれども、スマホのような形をしたおもちゃがあるのです。

乳児とか乳幼児がおもちゃの画面で、親がやるからそれをまねして同じような操作をしようとしたりするということで、こんなものでいいのだろうかとか常々思っていて、何となくIoT時代でいろいろなことが出てきて、流されてしまって、それに対する対策はもちろん考えないといけないのですが、質問なのですけれども、OECDのこういうリスクの話はある種のネガティブリストですからいろいろ考えて、この形でも分類できますということなのですが、ポジティブといいますか、こうあるべきだとか、いろいろなものが情報家電でも全部ネットワークにつながってきますし、そういう中で何か前向きかといいますか、そのような議論とか資料とか、そういうものは世の中にあるものでしょうか。

藤原座長 ありがとうございます。

上沼委員、何か資料等があればというお話ですけれども、いかがでしょうか。

上沼委員 前向きなものとは、まさに今回の一斉行動みたいなものが前向きなものではないのかなと思ったりもするのですけれども、それ以外ですと、前向きなものというのがイメージがばくつとしていてよくわからないところもあるのですが、ただ、過去のように使うなという議論がされていないこと自体が前向きなのかなと思っています。今ある技術を賢く使おうという方向に進んでいること自体、現状に適して皆様がうまく使おうという意識になっているということなのではないかなと思っています。

システムの問題に関して言えば、技術が進めば新たなシステムが生まれるので、ぜひともリスクに応じてうまいシステムを取り入れることを考えていければと思っています。

こんなものでよろしいですか。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、この論点は金井委員をもって最後としたいと思いますので手短かにお願いいた

します。

金井委員 申しわけありません。先ほどちょっと話をした。

藤川先生の話で、実は頭ごなしにフィルタリングが減っているのですけれども、そんな話かなと思っていたのですけれども、そうではなくて、高校生には高校生なりのフィルタリングが必要だろうという話で、それは本当に大賛成でした。

実は前々回、バイクの3ナイ運動の話を見せていただいたのですけれども、要は乗せて教えるということで、実は高校生は免許を取らない、買わない、乗せないということで、今まで3ナイ運動でバイクに乗せなかったのですが、卒業した途端に物すごく事故がふえたという話を聞いたのです。

実はスマホも同じで、ここは見てはだめ、発信してはだめ、何かをやってはだめと押さえつけると、私は親なので、高校生は逆に興味を持ってしまって、大学になったらとんでもないことをやってしまう。どんなものだったのだろうみたいな形で、逆にそうなると思っているので、小中高段階的にやってもらうべきなのかなと思ったので、非常にいい意見だと思いました。

ありがとうございました。

もう一点、2番目の教育のところなのですけれども、まさに今の春の一斉行動の中で、入学式が保護者は一番集まるのです。入学式と、あとは実は5月のPTAの総会です。ほかの研修会に集まってと言っても、本当に意識が高い人しか集まらないので、4月の入学式の後と5月の総会の後にこういった資料を配っていただくのが一番効果があるのかなと思うので、ぜひ4月、5月のときに、PTAを利用してくださって構わないので、ぜひ配っていただければと思っています。

ただ、この入学式、PTAの総会でも意識の高い人しか来ない場合があって、事件を起こすのはそういったところに意識のない家庭かなと思っているので、実はここは、文科省さんで、教育委員会のほうで学校の授業にも組み入れていただければと再三思っていて、我々PTAの保護者だと限界があるので、全員に対してリテラシーを高めましょうというのを言うことはできないので、ここは教育委員会さんとの協力をして、学校の授業の中にどんどん取り入れていただければと思います。

意見です。ありがとうございます。

藤原座長 ありがとうございました。

最後の点は御要望でございますね。

まだたくさん御意見はあろうかと思うのですけれども、もう一点だけ時間が限られている関係で、今後、本検討会の進め方について、どのようにしていったらいいかについて、わずかな時間ですけれども、意見をいただきたいと思っています。

全体の回数はそれほど多くありませんし、隔靴搔痒の感を抱いておられる方もいらっしゃると思います。その一方で、事は各種の基本的な自由にも深くかかわってくる問題なので、慎重にならざるを得ない部分もあるわけです。

そういう中で、新たな委員構成にもなったということで、どうやったら効果的で深い議論ができるかということです。例えば、分科会というお話もあろうかと思えますし、今回のように発表をどんどんしていただくということもあろうかと思えますし、事業者の方々にいろいろお教えいただくということもあろうかと思うのですけれども、それについて何か特に考えておられることがありましたら、御意見をいただきたいと思えます。

これはまた、前回も聞いたのですけれども、またメール等にもなってしまうかもしれないのですが、まずは何かございましたらお願いしたいと思えます。

いかがでしょうか。

尾花委員、どうぞ。

尾花委員 これも前からお願いしているところではあるのですが、特に最近、利用者の低年齢化が急速に進んでおりまして、もちろん個人で使っているわけではなくて、保護者のスマートフォンとかタブレットを、先ほどのパンフレットではないですけれども、子供のおもちゃのワン・オブ・ゼムとして使わせてしまっているという現状もあって、そんなときにどうしても厚生労働省さんがいないと、健康被害の面とかブルーライトの影響とか、そういったことに話が及んだときに、何の対応もしていただけないとか、どんな状況を現状知ることできないのがとてもつらいと思っておりますので、現状を鑑みますと、小学校以上の一旦人間の形になった子供たちだけではなくて、先ほどもちらっと始まる前に私も話していたのですが、フィルタリングも大事なわけけれども、未就学児の場合はそもそもブルーライトカットのフィルターが大事ではないか。

別に誰が使ってもフィルターがかかっていることに悪いことは起きない。だとしたら、そういったものも推奨できるような会議であってもいいのではないか。ブルーライトはこういう影響を与えるのかといったときに、はっきり言ってここに集まっていらっしゃる皆さんだけでは解決し切れない部分があると思えますので、ぜひどこの部局とか指定はしませんが、そういったときに頼りになる厚生労働省の方が、時と場合により参加。出席しないということがあっても構わないと思えますので、ぜひ関心を持っていただいて、席についていただけたらうれしいなと思えます。

藤原座長 ありがとうございます。

事務局ともよく相談をさせていただきたいと思えます。

進め方自体については何か。

どうぞ。

上沼委員 進め方については、この会議は回数も限られているので、ぜひともある程度論点を絞っていただいて議論していただければと思えます。どうしてもこの問題はいろいろな議論が絡むものですから、総花的になりがちなところがあるので、今年はこの重要課題を解決するというような形で論点を絞っていただくと非常に効率的なものになるのではないかと、特に本会議はいろいろな方がおいでになっているので、御検討いただければと思えます。

今回の発表を聞く限り、自分のものも含めてなのですけれども、フィルタリングのあたりは非常に重要課題だと私は思っていますので、そこをできれば検討していただきたいと思います。尾花委員の問題提起は医師の方がいないと話が進まないから、それはそれでまた別途検討していただくのがいいかなと個人的には思っているところです。

藤原座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

どうぞ。

高橋委員 今回の会議は非常に新しい人たちがふえまして、そういった人たちからいろいろなお話があったのですけれども、昨年、一昨年のときにどうしても役所の皆さん方が交代されたときに、ヒアリングという形で同じような話を、例えばPTAだとかそういったところから何度も何度も繰り返し同じような感じのもので過ごしてきたところがありますので、ある程度このメンバーで話を進める以上は、できるだけきょうのような中身の充実した形にして、表面的なものに関しては資料等で配付してもいいのではないかと思いますので、実質的ないろいろな意見の交換ができるような方針にさせていただけると中身も充実してくるのではないかと感じますので、少し考慮に入れていただければと思っております。

藤原座長 ありがとうございます。

皆様、多少は論点を絞って深掘りして意見の交換をしたいということでは一致していると思いますので、事務局ともよく相談して、次回に臨みたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、ほぼ時間も尽きましたので、今後の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

村田参事官 本日は、御発表いただきました藤川座長代理、上沼、有木各委員を始め、各委員の皆様から貴重な御意見をいただき、大変ありがとうございました。

今後の予定でございますけれども、既に御案内させていただいておりますとおり、次回の第31回検討会については、4月下旬から6月中旬までの間で開催したいと考えております。

次回検討会におきましては、事務局といたしましては今のところ、平成27年度中の基本計画のフォローアップ、本日速報を御報告させていただきましたけれども、内閣府の実態調査が最終的な実施結果、新しい材料があるかどうかはありますが、そういったものが御準備できるのではないかと考えておりますが、きょうのお話ですと、TCAさんの調査も結果が出るような話もございました。

進め方についての、いろいろな御意見もございました。

こういったことも十分踏まえまして、次回にどのような内容を盛り込んでいくのかにつきまして、座長とも御相談をしまいたいと考えております。

日程や開催概要について決まりましたら、できるだけ早目に各委員の先生方に御連絡をさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

藤原座長 ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第30回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了いたします。

委員の皆様、オブザーバーの皆様におかれましては、お疲れさまでした。

これで終了させていただきます。

追記（警察庁による）

アプリについても、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。いわゆる「出会い系サイト規制法」）第2条第2号に規定する「インターネット異性紹介事業」になり得る。

また、インターネット異性紹介事業として届出がない場合であっても、サイトのシステム、利用者の規約違反等行為に対するサイト開設者の措置等から総合的に判断して、インターネット異性紹介事業として取締りの対象になり得る。